

総務常任委員会

平成14年3月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○萬里川美代子 小野 隆雄
松田 正 野呂 民平

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同課長補佐	乾 善亮
同課長補佐	清水 修一	企画財政課長	池田 善紀
企画文化課参事	野口 英治	同課長補佐	野崎 一也
同課長補佐	山崎 善之	税 務 課 長	植嶋 滋継
教委総務課長	清水 建也	同課長補佐	西谷 桂子
生涯学習課長	水田 美文	同課長補佐	加藤 保幸
監 査 書 記	藤原 伸宏		

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席をされておりますので、ただいまより、総務常任委員会
を開会いたします。
本日の会議から萬里川副委員長と一緒に運営に当たらせていただき
ますのでよろしくお願いいたします。
それでは、町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （町長挨拶）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委
員に、松田委員、野呂委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
まず、初めに本会議からの付託議案であります、
議案第1号、斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例につ
いてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（質疑なし）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号、斑鳩町職員の子育て及び
介護支援休業に関する条例については当委員会として満場一致で可決

すべきものと決しました。

次に、議案第2号、斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例についてを議題といたします。

なお、本件に関連いたしまして、各課報告事項の(1)斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則について、並びに(2)斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する規則についても合わせて説明をお願いいたします。

教委総務 (議案書朗読、要旨により説明)

課長 (資料1、資料2により説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

松田委員 委嘱の規則の2条の関係で学校を重複して指定する場合はどうなんですか。

教委総務 各学校毎に定めるという形にさせていただいておりますが、小学校課長 3校、中学校2校、幼稚園も合わせて8校園あるわけですが、たとえば学校薬剤師の場合、同じ人が各学校の薬剤師も兼ねるという状況も出てきます。

松田委員 取り方によって数が変わってくるわけですね。そのことと合わせて条例の関係でも出てますように報酬の支払いの関係で、予算の組み方が変わってくると思う。そういうことについてどこかで線を引いておかないといけないと思う。そういう面から見て定員を明確にしておかないと予算編成上も問題が出てくるような感じがします。その辺はどうですか。

教委総務 特に第1号の学校医4名以内というのがございますが、この内容に

課長 つきましては、小学校で内科的診断を行っていただく先生が2名、幼稚園については1名ということでこういう表現になっています。あと眼科の先生が1名、耳鼻科の先生1名で、小学校においては4名で、幼稚園では3名という形です。各報酬につきましては学校毎の予算で執行させていただいております。

松田委員 学校の予算はこの際の基準になってくると思う。その辺はどう理解したらいいか。最も合理的な方法はどうか。また斑鳩町における医師のおいでになる数にもよると思う。どうせ決めるのだったら分かりやすいように決めてくれたらいいと思うのですけれど。

委員長 暫時休憩します。（午前9時17分）

委員長 再開いたします。（午前9時31分）

野呂委員 学校医の今まであった公務災害の実例はどのようなものがあったのか。

教委総務課長 この公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、これは国の法律で昭和32年に施行されているのですが、実例はないというように聞いております。

萬里川委員 各町内の方々の医師をお願いしていると思うのですが、内科にしても歯科医にしても、この中で委嘱に関わってどういう決め方になっているのか教えてください。

町長 眼科は生駒、郡山医師会にご依頼申し上げて派遣させていただいております。それとこの関係等については斑鳩町の町内の医師会の会長さんがおられます。それとこの関係等については斑鳩町の医師会の会長さんがおられます。会長さんが会議を開いてその中で学校医の関係等

について、保健士とかそういう関係等について、打ち合わせを2月はじめにさせていただいて、近隣の関係、あるいは休日診療所等の関係で、子どもさんあるいはそういうものについて金額を提示いただいて、そういう形で医師会の方で見ていただくということになります。

小野委員 前回の総務委員会で松田委員から質問が出て、この規則をきちっと制定しておくという意見の中に、きちっとした選考基準を決めて行うべき基準が曖昧だと、この委嘱に関する規則ということでしていただくのは結構なんですけど、私が委嘱に関して懸念をしているのは、その選考基準がどの先生にお願いするのか。前回の時町長は医師会と協議しているということで、それでいいのかなと思うのですが、もう少し選考の基準という項目があってもいいのではないかなと思うのです。そういうことを織り込めないのですか。

町長 この関係は非常に難しいと思う。斑鳩町医師会という中で会長がおられますから、そういう方々のご意見を十二分に尊重しておかないと、医者は医者としての立場がございまして、我々としては基準が設けられればいいわけですが、やっぱり斑鳩町医師会の会長さんはじめみなさん方と協議いただく中で、こういう形を取るのが一番いいのではないかなと思っております。

小野委員 委嘱に関する規則ということですから、委嘱する前に選考というのが必要ですので、今の町長の言葉のように選考については地元医師会と協議するとか、そういう項目を入れることも可能ではないかなと思います。

教委総務課長 今ご指摘の点については、我々といたしましても検討したところがございますが、当然委嘱に当たりまして医師会と協議していくものでありますので、事前にこの規則の制定に当たりまして医師会の会長の先生とお話しする中で、こういった文言について誤解を与えるおそ

れもあるということで、医師会といろいろ協議する中で、別に定めるという中で実際には委嘱に関してやっていこうということで落ち着いたという経過があります。

野呂委員 公務災害補償の認定手順とか、それから認定する機関とかはどうなっているのか。

教委総務課長 認定の手続き等につきましては条例の第4条に、補償の範囲、金額、支給方法、その他必要なことに関する事項についてはこの条例に定められるものの他、公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定によるということでございますが、この政令を見まして、どういった障害の場合はどれだけの金額が支給されるか、最高額はいくらか、全部定められております。たとえば障害をお持ちになる、その等級を判断するについてもどういった医師の判断の診断書がいるとか、添付書類の必要性も謳われています。その中で我々が障害の程度を判断できないのは当然でございますので、外部の医師でありますとか、診断書から判断していくということにおいて政令の中に謳われておりますので、それを基に教育委員会で判定していくという形になります。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号、斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町小学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する規則について、並びに斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する規則について、当委員会として了承することにしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則について、並びに斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する規則については、当委員会として了承することにいたします

次に、議案第3号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 これに関連してのことですが、公務員についてはこういう形で休暇等が決められたのですが、一般労働者は一体どうなったのですか、法改正はされているのですか。

総務課長 この法律については、地方公務員の育児休業等に関する法律で改正がされているもので、公務員に摘要があるということでございます。民間につきましては、今のところ情報が来ておらないので分かりません。

野呂委員 なぜ公務員だけこういう法改正になったのか。

総務部長 男女共同参画社会の推進ということで、いろいろそういった面で推進していく中で、そういった社会の流れの中で改正されていくというもので、公務員だけそういう措置がされているということではないと思います。

委員長 それではその辺についてはお調べいただいて、お調べいただいてから答弁をいただくことにいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

野呂委員 その買い取り用地の原価と買い取った当時の価格、利息を教えてくださいいただけますか。

企画財政課長 用地費、原価でございますが、3億7,518万4,374円、利息でございますが、1億445万5,626円でございます。

野呂委員 住所教えてくださいいただけますか。

企画財政課長 駐輪場の住所ですが、興留9丁目391-13及び484-11でございます。

野呂委員 面積も。

企画財政課長 1,530.74㎡でございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

税務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(6号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

なお、各所管の委員会に属する補正予算については、了承されている旨の報告を受けております。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、子どもたちの夢をつないでいくために！

「小学校金管クラブ設立を求める陳情書」についてを議題といたします。事務局長より本陳情書を朗読していただきます。

事務局長 (陳情書朗読)

委員長 本件について、委員より意見質疑があればお受けいたします。

松田委員 今上程をされました陳情書の関係につきましては、当委員会に審査を付託されていることを承知しながらも予算審査特別委員会で、こうした陳情が出ていることについての見解と、さらにこれを受け入れるべきではないかという点などを申し上げておきました。その際、町長からもこの関係については受け入れる姿勢を示されたように理解をいたしております。なおその上に立って、具体的な取り扱いについて十分今日の委員会で考え方、あるいは取り扱い方が示されるように十分

検討しておいていただきたいということを教育長にお願いしておきましたので、その検討結果についてご報告いただきたい。

教育長

この金管クラブの存続についての陳情に関わりまして、予算委員会でも委員からおっしゃっていただいているように、ご質問をいただいております。そういった中で教育委員会として存続する方向で検討するというので回答させていただいております。

現在学校の方といろいろ協議してまいりました。指導者については一定の確保は出来てまいりました。これも先生方の異動ということもあると言われているわけですが、そうした中で町として指導者の確保をするということで努力をいたしております。それと併せて学校内で指導するに当たって、どういう時間帯でどのように指導するのか、これは学校の方に出来るだけ今日までやってきた経緯を踏まえて、そうした練習時間を確保していただけるようにということで、学校の方へ指示をいたしております。ただ前回は土曜日にも練習をしていたということでございます。これは週5日制の関係で、やはり土曜日につきましては家庭の方に返すということを基本におきたいと考えています。そうした中で、日常の練習をどうするか、あるいは夏休み、冬休みの長期休業中の練習時間をどうするのかということはこれからの学校も指導いたしますし、また参加いたします子どもたちの熱意ということも踏まえまして、学校として対応させていただくということで進めさせていただきます。

松田委員

陳情の趣旨に基づいて対応していきたいと、基本的な考え方については確認できるのですが、ここに書かれているように小学生の金管クラブの設立ということは、ある意味では今までのような状態での学校では困難があるのかなということを控えされつつ提起をされているのかなと思うのですが、今の教育長の答弁を聞きますと、学校の指示にしたということですから、従来と同じように学校で金管クラブを存続させるというように理解していいのか、それとも小学校は3校あるけ

れどこれを1つのものとして、こういう金管クラブ的なものにしようとしているのか、それとも従来の金管クラブの教室の存続というものを考えておられるのか、明確にしておきたい。

教育長 斑鳩小学校で存続していきたいと考えております。

松田委員 念のためにお尋ねいたしますが、存属するとした場合に特別に予算措置は必要となるのでしょうか。今現在予算審議を取られていますけれど、この春には出来ると理解してよろしいですか。

教育長 基本的にはこの予算の中で行きたいという考え方をいたしております。ただ指導者の関係で町費の講師を一人音楽で採用いたします。そういった先生の勤務体制等によりまして、若干賃金を加算していかなければならない場合も出てくるかと思えます。そういった上については、十分精査する中で必要であれば12月頃に補正をお願いするかもしれませんが、できるだけ基本的には現在組まれている予算の中で運用してまいりたい。

松田委員 それでは確認のために、金管教室の関係は斑鳩小学校で継続して実施をするということ。それに必要な予算措置などについては遺憾のないように措置をするということだと理解してよろしいですね。

教育長 そのとおりです。

萬里川委員 私自身もこれを一般質問でこれを取り上げさせていただきました。相談者と合わせてこの陳情者の代表者に昨日連絡いたしました。先ほど町内819、町外100ということで919名ということでありましたが、昨日時点でも1000名を超えてるようだと、その後からもどんどん署名が来て、これは斑鳩小学校だけでは留まることが出来得なくなっておりますということですね。今斑鳩小学校で存続という形

の中ではありがたい話なのですが、ところが他の署名を一般質問でも言ったように西小学校区域、東小学校区域の保護者の方々、また子どもたちの署名も得ているのですね。この原因というのは、学校の校長先生なりに存続をお願いしたときに、もう学校では無理のような雰囲気であったと、存続は不可能だということからこの陳情書が始まってみなさんに署名が得ているのです。要するに保護者の方は小学校で存続していただくことはありがたい。しかし署名の内容からこれだけ西小学校のメンバーだけでない、いろんな町外からも署名をいただいている限り、2つ出来ればありがたいことはない。小学校もしていただき、また社会学習でクラブが出来てするのが好ましいであろうというのは本音の部分で聞いています。もし1つだけ、斑鳩小学校だけということになると、この署名をいただいた人たちからの関わりからしたらちょっと遠慮をせんなあかんのと違うのかなと気になりますと言う部分があります。ここで陳情書の趣旨に沿って言えば、こういう学校では無理だとそしてこんど教育者がまたなくなったらどうするのかと、クラブの存続しなければならぬ人数が少子化に関わって少なくなるときにはまたこれが廃止になってしまう。この心配を経て斑鳩町全体の取り組みとしてやっていただければ存続していくのではないかと、希望はこちらの方に強い思いがあるのです。ですから最後の町内の小学生を対象とした金管クラブの設立に向けてご審議いただきたいという、ここが本当の陳情の趣旨ということをつまえた時に斑鳩小学校だけの金管クラブでいいのかなと、今これだけ広がって陳情書の署名が1000名を超えることからして、これだけでいいのかなと、では私が言ったような社会全体をつまえたそういったクラブは考えた中で無理を要したのかと、一般質問で聞いておりますので、このことを考えた中で無理だったのであれば、その答を聞かせていただきたいと思う。

町長

私は現時点で斑鳩小学校の金管クラブをどうしていくのかということで、松田委員のご質問に教育長が申し上げましたように、伝統ある

金管バンド、私たちとしてもできるだけ助役あるいは教育長と何回か懇談を申し上げて、その中では存続をしていく、あるいはそういうことについては力を注いでいくということでありまして、ただ小学校関係等については、私はそういう気運が盛り上がるというのであれば、そういうことについて講師を派遣していくとか、そういうことは可能であると思っておりますし、みなさん方としては、今現実として斑鳩小学校の金管クラブ、あるいは東小学校のバトンクラブとかいろいろございます。そういうものについては我々として支援を申し上げて行くわけですから、小学校管内といいますか、そういう方々が自主的にそういう気運が盛り上がっていくとすれば、町としても今社会人がやっていますシンフォニックバンドとか、少年少女合唱団とかがございますから、そういうことも視野に入れながら考えていくことが大事であろう。

ただ現時点では、斑鳩小学校の長い間続いている金管バンドについては将来的には子どもの夢を延ばしていくことが大事であろうし、当然萬里川委員がご指摘のように子どもの数が減ってきたらどうなるのかということは、それは将来のことではございますけれども、今現時点としてはこの伝統ある金管バンドについては我々としてはご支援申し上げたいということで確認をしております。

萬里川委員

そうすると私はこの前の一般質問で、区域外就学をと言ったことがございます。品川区を中心にブロック別に分かれて自分が希望する学校に行かせる。それはそこにはクラブがないから他の学校で存続しているところに行きたいということで、他のところの分野分野で受け入れてきているところがある。そうしたら気運が盛り上がったら、西小学校でも東小学校でも、楽器を買って存続が出来得るのかどうか。気運が高まったら支援しましょうという話がありますけれども、それは経済的にも指導者が今1人欠けて云々ということになっているのにそれはいけるのかどうか聞かせてください。

町長

指導者が欠けたとか欠けてないとか、私は担当していただく方がか

なり情熱がなかったらできないと思います。だから楽器がなかったらどうかというよりも、子どもさんにしたら楽器を持って練習しているわけですから、町としては高額なものについては貸与してはいますが、やはりそういうことを踏まえながらみんながそういうことを望んでいくとするならば、我々もサポート役としてはしていくことが当然であると思っています。最初から楽器を買って、みなさんしなさいということではなく、私はその学校学校の特質があると思います。西小学校も東小学校も金管バンドでなしに、バトンクラブは東小学校にありますし、西小学校は音楽隊でも出ておりますし、そういう方々が私は金管バンドの関係で斑鳩小学校からなくなるということで、署名活動された中では、我々は支援していくことは当然のことです。万里川委員がおっしゃっていただくことについては、最初から楽器を買ってやっていくのではなしに、そういう気運が盛り上がって、みなさん持ち寄ってきて当然町としてもやってもらわないといかんということになれば、我々としてもサポートとしてやっていきたい。

万里川委員 金管クラブそのものは斑鳩小学校のみ受けられてきたと解釈してよろしいですか。

教育長 金管バンドは斑鳩小学校だけであります。先ほど町長がおっしゃったように、それぞれの学校で指導者も含めて子どもたちの希望するクラブの開室をしております。

万里川委員 西小学校東小学校の区域の中でもそれだけ署名が相当あったと聞かされている中で、本来ならそういう署名があったということは気運が高まるより、その金管クラブが西小学校、東小学校にあればそこに入って練習したかったのになという思いも含まれていると私は思います。たまたま斑鳩小学校にあったので練習されてきた。西があったら西ももしそれが廃止になったらこういう陳情書なり要請があったのだらうと思う。そしたら気運が盛り上がったら支援しましょうと、反対

に教育委員会の教育長としてもし金管クラブが斑鳩小学校で存続される。西小学校校区内、また東小学校校区内で、金管クラブをやりたいと希望される方がありましたら、受け入れてやれる可能性は十分あるのかどうか聞かせてください。

教育長

それぞれの学校に配置されている先生がございます。その中でどうした先生が技量を持っておられるのか。そのことによってクラブの設立も変わってくるだろう。その中で金管クラブが指導できる先生が来れば金管クラブの募集もされるでしょうし、出来ない場合には他のクラブに切り替える場合もございます。それはそれぞれの先生の特技によって変わってくるように思います。今回も斑鳩小学校に10年以上続いたというのは、金管バンドを指導していただく先生が何代か続いたということが今日まで存続されてきた経緯ではないかなと思います。後は、東小学校の方でもバトンクラブは続いておりますし、西ではドッチボールで県の事務局か理事かしておられる先生がおられますので、そうしたクラブを創設して小学校で子どもたちの指導をしたいと聞いております。それぞれ先生の持っておられる技量を生かして生徒達の指導をしていただくということになっております。

万里川委員

今まで関心のあったことが、この陳情書を踏まえてそれぞれの保護者なり子どもたちが金管クラブ設立に向けての要望に加わったと、それが顕わに出たと解釈しております。

それと斑鳩中学の山本校長先生が社会教育の一環として設立されるのであれば自分はボランティアで協力しますよということも一般質問で述べました。それはそういった形であるならばいろんなボランティアの方々が参加して協力していただける可能性があるのではないかと、それが土曜日なり日曜日なりという関わりで練習期間を設けられ、夏休みとか冬休みとかという集中的なことに関わってもボランティアの方々が協力していただいて教えてあげようという気運が益々高まるのではないかと思うのです。この陳情書の内容からして、また要請され

ている保護者、子どもたちのことからしても全体的な社会教育の一環としても今後捉えていただきながら検討していただきたいことをお願いしておきます。

野呂委員　ここで改めて聞いておきたいのは、なぜ陳情書が出るまでに至ったのかということです。それまでに十分そういう事態については把握されておったと思いますし、父兄からの話も聞いておったと思う。そういう一連の経過について詳しい説明を願えますか。

教育長　教育委員会としてはもっと早く事情を掌握しておかなかつたらいけなかったわけですが、私どもが聞かせていただいたのは陳情の署名活動をされているという状況から周知させていただいております。

この経過でございますが、この署名の中にもありましたように、1月27日に大和高田市で奈良県の小学生金管フェスティバルがございました。その日までずっと活動を続けてまいりました。その後来年度から変わります教育課程の指導要領の改定に伴いまして、時間数の削減がされ、こういうことで今日まで実施しております時間数の確保が非常に難しいと判断されて、このクラブについては従来どおり、いろんなイベントに対して出場できるほどの練習量が取れるかどうか、こういう懸念を持ったことから、もしそういうことが子どもたちの頭の中に多く残っているとすれば、それに応えられるだけの練習量が確保出来たのではないかと、こういうことから先生達は早めに子どもたちにクラブの廃止を告げた方がいいだろうということで通知されたようです。そうした中で、私どもが知りましてから学校長を呼びまして、子どもたちが期待しているクラブについて、どういう形であろうと存続させるべきではないのかと申し上げました。そうした中で時間数についてもこれから検討していかなければならないわけですが、その時にはこれまでの練習時間というものを確保してやってほしいと、それは平日になるのか、あるいは夏休みの練習になるのか、そのことは学校の他のクラブの利用とも関連がございます。その辺も含

めて検討するということになっております。

野呂委員 教育長の反省としてはもっと早く状況を把握しておくべきだったということですね。署名をしている情報をキャッチして知ったと、それは事態がもうすでに遅いのではないかと。それまでにそういう情報が担当教師から校長などを通じて入るのが普通だと思う。その辺パイプが詰まっているように思う。その点をどう考えているか。やはりそういう住民の動きが出るまでに問題点を把握して解決するというのが基本だと思う。ここまで事態が大きくなるということ自体が教育委員会の官僚的な対応があったのではないかと思う。

もう一つは指導要領の変更によって練習量が確保できなくなったということですね。こういうことは分かっているわけでしょう。そのことについては論議されているわけでしょう。教育委員会もそのことについては対応もとるとしている中で、そういう問題が起こるということは一番早くキャッチできる立場にあったと思う。その辺がどうも納得できないのですが、もう少し明確になぜそうなったのか説明願えますか。

教育長 先生方がその時間数によって学校の独自の判断でそうされた。私の方にその結論を出すまでに相談を受けておれば、いろんな形で助言もしこういった事態にいくまでにならなかったというように思っております。時間数そういうものについてはおっしゃっていただいているように35時間という時間数になります。以前は70時間あったものが35時間ということになります。そういうことも先生の大きな判断になっていると思います。しかしその中でもどういうふうにクラブを運営するのか、指導するのかということも、十分学校の中で検討しながら判断すべきである。安易に練習時間がないから止めるということについては早急な結論であったのではないかと思っております。

野呂委員 時間が半減するという中で、そういう問題については学校単独でそ

うという判断、検討、解決方を任せているのか。教育委員会はそのことを知っているわけですから、共に相談して解決に当たるという体制になっていないのですか。

教育長 法律的に教育課程は学校長の責任において定めていくということになっております。そうした中で先ほど言いましたようにクラブの種目についても学校の判断、子どもたちの希望する内容を伝えていくということでございますので、14年度からは教育課程は届という法改正がされております。それについて教育委員会は干渉をしないということになってきております。法的に言えばそういうことでございます。しかし、教育委員会として学校の判断誤りがあれば教育委員会として助言指導していくということは当然でございます。

野呂委員 私は問題解決の仕方としてどうも釈然としない。そういう問題が起こったときに、それは予算の措置の問題等があるわけですから。そうすると基本的には学校側で判断すべき問題だという規定であろうかと思いますが、しかしその範疇で解決できない問題も出てくるということになれば、当然教育委員会に報告し相談し、どう対処するかというのが普通の姿だと思う。そういう形になっていないのではないかと受け取るのです。そういう形さえきちっと取れておれば、署名を苦勞して集めて議会まで持ってこなくていいと、事前に話されて、答弁のあったような形で落ち着いているのではないかととれるのです。その辺がみなさんの対応の仕方に問題点があるのではないかと感じるのです。その辺スムーズに学校経営の現場と教育委員会との連絡体制は十分うまくいっているのかどうか。

教育長 今野呂委員さんご心配いただいているように当然教育委員会と学校と常に連携を取りながらさせていただいています。そういう中で校長責任で行うもの、あるいは教育委員会に報告する、協議をするものがあるわけですが、何らかの形で校長から報告を受けております。今回の

件について若干遅くなったということをございます。そういった点については教育委員会としても学校の方に指導しながら、いろんなことについて報告するよようにと申し上げております。また毎月校長会も実施いたしておりますので、そうした中で課題があれば、そこで提案し、そしてお互いが意見を出し合いながらより理解していこうということで実施いたしております。また校長会で結論出ない場合、教育委員会も毎月開催いたしておりますので、教育委員会でもそうした話題を出しながらご審議いただくということもございます。出来るだけ早く校長から問題点については教育委員会の方に申し出るようにもしております。今回こういう事態になったということは大変残念に思います。

野呂委員 萬里川委員が言われましたように、今後については斑鳩小学校で続けていくと、それだけでは不十分と違うかということですね。態勢として希望があればそれを受け入れるのかと、しかしそれについては当面斑鳩小学校のクラブを存続していくということでやっていきたいということですね。それは今後の発展計画の中で解決していく問題もありますし、今一気にという形には行かないと思う。何れにしても問題点があれば教育委員会が率先して調査をすることをすべきだと思う。そういったことについて今後遺漏ないようお願いしておきたいと思う。

萬里川委員 教育長が相談を受けたら話に乗っておったのにと一方、この責任は学校長に任せるということで話が行かなかったのかなと思うのです。学校長は何も話にならんへんかったからこうなったのかというのが1点、私はそういう形で陳情書が出てきたと思っております。だから今後の対応をどのようにやっていくかということ。

それと日程の組み合わせ、時間割の組み合わせが各小学校に任せられてできているはずなんですね。先ほど教育長が練習時間を夏休みに集中して行わなくてはいけないのかなという雰囲気でも聞かされたのですが、普通の土日曜日を避けますと、水曜日くらいですね午後からない

のは、他は時間組み合わされて相当の時間割になっているはずだ
と思う。今お判りでしたらお答え願いたいと思う。練習を小学校で
させようとするならば、どの曜日にさせて練習を組み入れようと
されているのか。それと、家庭に返す、地域に返すということで、
土日は練習を行わないという意向だと受け取ったのですが、保
護者の方がおっしゃっているのは土曜日であれ日曜日であれ、
社会教育の一環として設立して頑張ってくださいたら子どもと
共に頑張るのですと、そこまでおっしゃっています。子どもと
家族とその楽器を金管を通して、前向いて進んでやろうとい
う意気込みを聞かせていただいた。これは地域にとっても家庭
にとっても子どもたち共々に育ててあげるという意欲が私は
感じ取っているのですが。

町長 この関係等については夏休みに集中するとかでなく、やはり
県の競技とかがある場合は、必ず土曜日曜でも練習をしない
といけないと思います。その点についてはみなさん方保護者と
相談してやって行くべきだと思います。私はクラブの対応とい
うのを見てますと、やっぱり強いというところは指導する方
が熱心なんです。それをフォローしていくのが保護者であり、
そういうことを先生に働きかけていくということが大事です。
サポートとして我々はその先生にどう協力をいただくかとい
うことをしていくのが必要であると思っております。

松田委員 この陳情書の取り扱いについて焦点を絞って整理をし
たらどうかと思う。1つには、当面斑鳩小学校の金管クラブの
存続について、予算も確保するという教育長の答弁をいただ
いたわけですが、総務常任委員会としてはこの議論の過程
を酌んで、斑鳩町に少年少女の金管クラブの設立について
は全校的な盛り上がりの推移を見て検討するというこ
とでこの陳情書の取り扱いは結論を出したらどうかと思
う。学校を離れて金管クラブを設立することになると主
体性はどこに持つのかということになります。もちろん
教育委員会になるか分かりませんが、公民館の中に位置
づけるのかどこに位置づけるのかという位置

づけの問題が出てくるでしょう。楽器の関係については、その保管管理の責任の母体はどうするのかという問題も出るでしょう。また練習の場所はどこに位置づけたらいいかということも出るでしょう。そういう関係等々を考え合わせていかないと、ただ金管クラブ設立といってもかなりこれについてはクリアしなければいけない問題がかなりあると思う。そうしますと、14年度の予算の関係では、保護者の希望に応じて対応するという要件がいささかなさ過ぎると思う。ですから当面はこの問題については、その過程において推移を見ながらそういうことが可能なのかどうなのか検討していくということでない、陳情が出たからといって趣旨を聞くことはいいんですが、あまりにも拙速にものを決めていったら、あれはどうするこりはどうするという関係が残ってしまうということになりますので、当面の措置としてこの問題についてはまとめてくれたらどうかと思う。

小野委員 私は斑鳩小学校のPTAの会長もやっておりましたので、この署名運動その他のことについて、この保護者の有志の方はまさしく先生方、教育委員会にもものすごく気を使っておられた。そのことをまずはじめにお答えしておきます。

この陳情書を直接受けた時点での話させてもらった感じで、先ほどいろいろ議論がありましたが、なぜ教育委員会はそういう動きを捕まえられなかったのか。教育委員会の方でももう少し早く言ってもらえば存続ということについては可能だったということは聞いております。だけど今この陳情という形で出してこられたというのは、先ほどから松田委員、万里川委員がおっしゃっているように社会教育の一環として1つの町内の金管クラブを設立する。その母体は何かと言ったら斑鳩小学校にある金管クラブ、これは予算委員会でも町長が名前を出していつておられましたけれど、今東小学校で受験主任しておられる加藤しげき先生がいろいろ楽器を集めてきたり、また子どもたちを指導したということです。そして現在の指導者が引き継いでりっぱなクラブにされた。だからそのクラブを存続させていただくことはありがたい

ことですが、今社会教育の一環としてのそういう金管クラブを全町的につくってほしいという陳情なんです。斑鳩小学校の金管クラブを存続させてほしいと、なぜこうして廃止ということが提案されたかという真意は保護者の方はしっかりと認識しておられるのです。指導者は人事で異動されるという。こういう観点からこの斑鳩小学校の金管クラブを発展的に考えたら、社会教育一貫としての小学生の金管クラブを設立してほしいという陳情なのです。でも理事者側はあくまでも斑鳩小学校の金管クラブを存続するようにしますということで、陳情の趣旨とは少し離れてきていると思う。校区外の署名者も沢山おられるということも事実だし、今の斑鳩小学校の金管クラブを発展的に考えていただきたいとそういう思いですので、そこらをしっかり検討してもらえたのかなと、そういうことも検討されていると私は期待していたのですが。そしたら社会教育の一環としての金管クラブを設立するのにどういう措置を今からすればいいのか。日程的なことも話できる範囲で言ってもらえたらと思う。

町長 私はそういうことを保護者から聞かされていたら、私もそれで検討に入りますよ。今初めて万里川委員が最後に書いている項目が一番大事なんですということを言われたわけですから。そういうことを聞かされていたら私も腹をくくりますよ。今の段階ですと、作るにしても社会教育にするのか、やっけて行くにしてもかなり時間的にかかると思う。

小野委員 町長の最初の方の言葉は、予算委員会で松田委員は金管クラブの楽器有効利用の為にも社会教育クラブの設立を考えたらどうかということも言っておられるのでその点はちょっと。みんな議員は言っておられます。社会教育で出来ないかと。今の総務委員会で初めてこれが出てきたという解釈でもいいのですが、時間がかかるというか、どういうことをしなければいけないのか。今斑鳩小学校にある楽器は一応備品という形になっていると思うのですが、この斑鳩小学校の中で管理

していただいていたら、先ほど萬里川委員がおっしゃったように他の小学校の校区のものはこちらで練習するのはやりにくいだろうし、それからそのためにも公民館へ管理を置いたりして、そういうことをしていくのにどれくらいの事務量、どれくらいのことを整理しなければいけないか言ってもらえますか。

町長 簡単な関係から考えますと、金管クラブに希望する方々を募集していくことが大事である。募集して楽器がどうかというより、教えていただく先生が、山本けいご先生にやっていただくことになっていくのか、楽器については斑鳩小学校にもありますし、これから15年に立ち上がっていくとしたら15年の中にどういう楽器を買うのか十分に精査していかななくてはいけない。現段階では14年度中に希望されている方々がどれだけおられるのか、募集をかけて、基本練習をやっていただいて、また楽器等を直す場所が公民館にあるのかないのか、またいろんな関係等整理しなければならない。出来得れば14年度中に金管バンドの生徒さんがどれだけおられるのか募集していくことが大事であると思う。

小野委員 住民の方はこういうものは直ぐに出来るというように認識されているのですよ。だけど町長がおっしゃったように準備をする期間があるんだと、それは理解してもらうのは来年出来ますよという返事は難しいです。予算措置をしなくてはならないこともありますし、このことに関して、斑鳩小学校で他の西小、東小の子どもたちにも一緒にクラブに入れるというのは可能ですか。

町長 だから私が言っていますように14年度中に募集していくと、そういうことの手だてをしていくことによって指導者やボランティアの方を募って、そういうことを14年度中にやって、15年度は15年度としてその先生方に聞いて段階的にやっていくことが大事であると思う。

小野委員　そしたら、14年度、金管クラブが存続するという事は確認させていただきましたが、その存続で募集するときに西小、東小にも募集をかけてもよろしいですかということを教育長に聞きます。

教育長　これは学校教育の中でやることですので、それぞれの学校の中で活動していただくということが原則でございますので、従って西小学校の子どもが斑鳩小学校のクラブに行くということは今のところ考えておりません。

小野委員　ということは、この陳情書の趣旨と違うことを応えてもらっているのです。だからあくまでも社会教育の一貫としてクラブを設立してもらえたらそういうことも可能なわけでしょう。だからそれをするのにどうしたらいいのかということを行っているのです。

教育長　それについては、今町長がおっしゃっていただいているように14年度中に調査をそしていただきたいと思っておりますし、前回萬里川委員の一般質問でお受けしたかどうか分かりませんが、社会教育でやる場合、全ての社会教育の団体で活動していただいているのは自主活動でやっております。そうした中で費用面の問題、あるいは指導者の問題、練習会場の問題、あるいは楽器の問題、こういったことが社会教育でやっただけだとすれば、保護者負担というのがどういふふうな形でなってくるのかということもでてまいります。そうしたことも含めながら返答していかないと、町の方で場所はここを使いなさい、こういう指導者がおられます、楽器はこれを使いなさいという丸抱えということについては町としてもなかなか出来得ない面がございます。そうした点、希望される方と十分調整し、町が協力できる範囲あるいは保護者がしなければならない範囲、そういうところまで整理していかないといけないのではないかなと考えています。そうしたことから考えますと、調査して十分保護者みなさん方と打ち合わせ、協

議も必要ではないかと考えています。

小野委員　　ということは、社会教育の一貫として、住民の方から指導者は誰だと、どのようにするとかというのも提出してきたら、設立が出来るということですか。それで設立できた社会教育のクラブとして行政として協力できるところは協力していこうと、そのように理解したらよろしいですね。

それで今回の署名を集めておられてされてきたことに関してはまさしく保護者として先生のこともしっかりと考えていたし、異動ということもありますので、将来的に亘って斑鳩小学校の中で金管クラブが続くというのでなくて、もう一つ発展した斑鳩町の金管クラブの活動を望んでおられると私は理解しております。それがシンフォニックバンドでもあり、中学校の吹奏クラブの卒業生がそこへ組んでいたりしている。その源というのは私は斑鳩小学校の金管クラブの加藤先生がはじめに作られた時にあったのではないかと考えているし、そしたらシンフォニックバンドの小学生版と言いますか、そこらをやっていたらいいと思いますし、そういうことも協力していただけるということで理解してよろしいですか。

町　長　　ただ理解していただきたいのは、学校の金管バンドでも私は小学校のクラブでも先生は社会教育でやれというふうに親にそういう話をされていると思います。そういうことが基準として考えていかないと、今の関係等についてはよっぽど慎重に取りかからないと、簡単にそういうことをおっしゃっていただくけれど、肝心なのは子どもさんがやるわけですから、その関係等について小野議長がおっしゃったように社会教育として親たちが指導者を呼んできたならそれでよろしいやろということには、私はあいならんと思う。

委員長　　この陳情書のとりまとめについては、ここで休憩を取りまして委員皆さんのご意見を集約したいと思います。

暫時休憩いたします。（午前11時15分）

委員長

再開いたします。（午前11時45分）

ただ今議題となっております陳情書に関わってでございますが、休憩中に一定のとりまとめをさせていただきました。

2点の要旨でまとめさせていただきました。

まず1点目ですが、当面斑鳩小学校に金管クラブについては存続をさせていくという教育長のご答弁を受けたい。そして必要な予算を確保していただく。

次に、2点目につきましては、陳情の後段の2行であります。そこをきちんと理解をして、総務常任委員会としては金管クラブの全体的な設立については今後の盛り上がりの推移を見て教育委員会と協議をしていくということでまとめさせていただきたいと思います。

委員から異存があればおっしゃってください。なければそういう形でまとめさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。本件については、当委員会として採択することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、陳情第2号、子どもたちの夢をつないでいくために！「小学校金管クラブ設立を求める陳情書」については、当委員会として採択するものと決しました。

続きまして、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習
課長

史跡地の公有化につきましては、代替地において新しい家屋の建築を行っており、鋭意進められております。出来るだけ早い時期に移転できるよう努力しているところです。

また一方、石室の保存工学調査につきましては、史跡藤ノ木古墳整

備検討委員会の保存工学を専門にされております打田先生の指導を得ながら現在石室内の保存調査を実施しているところであります。

また工学調査における墳丘の構造につきましては、現在準備を進めているところでございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、各課の報告事項に関することについて、報告を受けます。

はじめに、平成14年度の地方税制改正について報告を求めます。

税務課長 (資料3により説明)

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、「女と男が輝く未来計画」実施計画についての報告を求めます。

企画財政課長 昨年11月26日の当委員会で斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の提言につきましてご説明申し上げましたが、この提言に基づきまして今般実施計画を策定いたしました。実施計画の内容といたしましては、先の提言にありました提言及び施策の内容の見直し案を具体化したものであり、平成17年度までの目標といたしております。

(資料4により説明)

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

萬里川委員 56ページのボランティア、NPOへの活動支援ということで、これは新規事業ですが、仮称総合福祉会館の整備、平成15年に合わせたボランティアグループの活動組織などの支援ということが書かれておりますが、こういった新しく立ち上げる場合、どういう支援のボランティアの形になるのか教えていただけますか。

企画文化課長 質問者をご存じのようにボランティアグループの支援につきましては、高齢者福祉につきましては社会福祉協議会の方でそのような事業もやっております。今回新規となっておりますのは、子育てなどのボランティアグループの支援につきましては、今まではなかったということもありまして、このように書かせていただいております。具体的に子育てについては14年度予算で子育て支援のボランティアの養成講座を福祉課の方でやっていただきますけれど、そのようにボランティアグループの養成講座をやっていく中でその中の受講生が1つのまとまりのなったものとしてグループ単位で活動していただければということで、こういう新規事業として明文化させていただいたものでございます。

委員長 次に、大和川浸水想定区域図についての報告を求めます。

総務課長 大和川の浸水の想定区域についてでございますが、3月8日に大和川工事事務所におきまして説明会があり、担当の職員が説明を受けてきたものです。その内容についてであります。水災による被害の軽減を図るため浸水想定区域における円滑かつ迅速な非難の確保を図るための措置を講ずること等を目的として、国において水防法の一部が改正なされ、昨年7月3日に施行されております。このことによりまして、国土交通省近畿地方整備局が大和川水系に係る浸水想定区域を

定められたことにより、公表が行われます。この想定区域は大阪府、奈良県にまたがり、奈良県においては当町を含む2市8町であります。今後のスケジュールといたしましては、近畿地方整備局が3月13日に記者発表され、公表につきましては本日3月15日から各市町村で閲覧ができることとなっております。以上のことから区域図の資料につきましては、後ほど議会事務局の各議員さんの郵便配布ケースの中に配布させていただく予定でございます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

小野委員 まず1点目は、14年度から休日のごみ収集ということで、早速採用していただき、これは自治連合会の話から町長にお願いしてこういう形を取っていただいたのですが、ただそうしたときの職員の勤務状態、休日出勤ということに対しての健康管理を十分配慮していただきたいと思う。

それと、今議会の一般質問で3名の方が市町村合併について質問されています。その中で少し議長会での動きのことも兼ねて町長に聞いておきたいと思う。そのように思いますのは、施政方針でもいろいろおっしゃっていただいておりますが、町長は議会の方も特別委員会でも設置して議会全体の話をもとめたらどうかという提案かなと考えておりますが、またこの点については議会内部で話し合いさせていただきます。ともに歩んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。

一般質問の中で町長は任意協議会の設置を目指していくということ

ですが、任意協議会と法定協議会の一番の違いと言いますと、議会が議決をしているかどうかだというように伺っております。任意協議会というのは首長が合併しようかというような話しの協議会で、四国の方へ視察に行ったときも、任意協議会の方でそのまま行って合併まで行くんだということもあったように思っていますし、差し障ってそう違いがないのかなと思っておるのですが、町長が重ねて共に歩んでいただくようにということは、法定協議会の設置ということで思っておられるのかなと、その法定協議会を設置するには議会の議決が必要だと、だから今少なくとも広域7町の議長会では、合併に向けて先日も積極的にいろいろ町長にご協力いただきまして、斑鳩町・安堵町の施設に見学に来られました。そういうことで議長会の中ではそういう合併についていろいろ勉強できていると思うのですが、任意の協議会を設置されていくということと法定協議会を提案されるということと、どれくらいの違いがあるのかなと、最終的に合併に向けて法定協議会で議論するのがベターであるし、住民の聞くという場所にもなると思う。いきなり法定の協議会を提案する予定はないのかお聞きしたい。

町 長

新聞でも報道されているように、門真や守口が法定協議会を作るということですが、私としては宇陀郡の関係等でも、議会のみなさん方から何とかやっていこうやないかということから始まって任意の協議会が設けられたわけですから、その準備期間等を見ますと任意の協議会が設けられていくのが一般的であろうと考えていますし、このことで任意の協議会の中で基本的な取り組みが行うのがスムーズに法定協議会に移行できるのではないかと考えています。やはりみなさん方議会の中でどこまで浸透していくかということが大事であろうと思います。恐らく5月の役員改正で議長から申し送りはされますが、また議長が変わっていく中でどうなるのか。やはりそういったことも踏まえた中で、任意から法定協議会へ移行する方がスムーズに行くと考えております。

小野委員　もしいきなり法定の協議会を提案して、議会が否決した場合のこともいろいろ心配の面もあるのではないかと思います。宇陀の方ではそのように任意で立ち上げをしておられます。あそこの会長副会長についてもしっかりとした意見を聞かせていただいておりますし、3月2日に奈良新聞の記事ですが、新庄、当麻について載っていましたが、吉川新庄町長は、合併につて住民に問いかけていくためにも法定協議会を設置したい。それから当麻町長は多様化する住民ニーズに応えるために法定協議会を設置したいと言っておられます。17年3月という期限、2年必要ということになれば、法定協議会、14年度ということは9月なりにも提案してもらえないのではないかと計算しているのですが、その中で任意の協議会の設置というのは何時になるのか、それよりもいきなり法定協議会のことやってもらう方が間に合うのではないかと意見として申し上げておきたいと思います。

町長　新庄・当麻は特例の特例でございまして、3万人の枠の中に入っております。新庄・当麻そのものがお互いに法定協議会ということで設置されています。この3万人特例は16年末でございまして、急いでおられるということでございます。

この関係についてはいみじくも先ほど議長がおっしゃったように議会で議決されたらいかんやろと。そういうことになること自体が問題だということで、この任意の関係、あるいはそういう関係、3月の下旬に開かれる広域市町村県の協議会の関係等について、そこでみなさん方意見を出していただいて、最終的に岡井会長がまとめていただくと思っておりますけれども、そういう関係等について積極的にご意見をいただく中で、そういう形で進んでいかなかつたら難しいであろうと思っております。

委員長　その他についてもこれをもって終わります。
なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午後0時14分)